

平成21年 6 月26日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内三丁目1番1号  
株式会社 **エス・サイエンス**  
代表取締役社長 佐藤 廣 治

## 第90期定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第90期定時株主総会におきまして、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

**報告事項** 第90期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）  
事業報告及び計算書類報告の件  
本件は、上記の内容をそれぞれ報告いたしました。

**決議事項** 案 定款一部変更の件  
本件は、原案どおり承認可決されました。  
変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

変 更 前	変 更 後
第2条（目的） 1. ニッケル、コバルトおよびその他の金属の製造販売 2. ニッケル、コバルトおよびその他の金属の塩類ならびに化合物の製造販売 3. ～37. (条文省略) 38. <u>自動車の排気ガス低減装置の製造販売および技術指導ならびにコンサルタント業務</u>  39. ～47. (条文省略) (新設)	第2条（目的） 1. ニッケル、コバルトおよびその他の金属の製造ならびに販売 2. ニッケル、コバルトおよびその他の金属の塩類ならびに化合物の製造 <u>および販売</u> 3. ～37. (現行どおり) 38. <u>車輛等の排気ガス低減装置、燃焼および浄化促進材、燃料添加触媒の製造ならびに販売とそれらに関連する技術指導ならびにコンサルタント業務</u>  39. ～47. (現行どおり) 48. <u>電子機器の輸出入、製造、販売およびそれに付帯する技術サービスに関する事業</u>

変 更 前	変 更 後
<p>(新設)</p> <p>48. (条文省略)</p> <p><u>第7条 (株券の発行)</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p><u>第8条 (単元株式数および単元未満株券の不発行)</u> 当社の単元株式数は、1,000株とする。 当社は、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。</p> <p><u>第9条 (単元未満株式についての権利)</u> 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利</p> <p><u>第10条 (単元未満株式の売渡請求)</u> 当社の株主は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式となる数の株式を売渡すことを請求することができる。</p> <p><u>第11条 (株主名簿管理人)</u> 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>	<p>49. <u>酒類、食品、飲料水等の製造ならびに販売とそれらに関連するコンサルタント業務</u></p> <p>50. (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第7条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、1,000株とする。 (削除)</p> <p>第8条 (単元未満株式についての権利) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>第9条 (単元未満株式の買増請求) 当社の株主は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式となる数の株式を買増請求することができる。</p> <p>第10条 (株主名簿管理人) 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>第12条 (株式取扱規定)  <u>当社の発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、質権の登録および抹消、信託財産の表示および抹消、株券の不所持、株券の再交付、単元未満株式の買取りおよび売渡し、ならびに住所、氏名、印鑑その他の諸届出等株式に関する事項は、取締役会で定める株式取扱規定による。</u></p> <p>第13条～第15条 (条文省略)</p> <p>第16条 (招集権者および議長)  <u>株主総会は取締役会の決議に基づき、社長これを招集し、その議長となる。社長事故ある時は、社長の指名する他の取締役、または株主総会招集取締役会において指名決議された他の取締役がこれにかわる。</u></p> <p>第17条～第32条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第11条 (株式取扱規定)  <u>当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取り扱いは、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規定による。</u></p> <p>第12条～第14条 (現行どおり)</p> <p>第15条 (招集権者および議長)  <u>株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ選定した取締役がこれを招集し議長となる。</u>  <u>2 前項の取締役に事故あるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第16条～第31条 (現行どおり)</p> <p>附則  <u>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p><u>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除するものとする。</u></p>

以 上